

排水設備設置義務免除に関する給排水設備工事の施工指導要領

(目的)

第1 この要領は、長野市公共下水道排水設備設置義務免除に関する要綱（以下「要綱」という。）に定める、排水設備設置義務の免除（以下「排水免除」という。）の許可を受けた事業所等（以下「排水免除事業者」という。）で、要綱第2第5号に規定する下水の量を計量するための給水装置工事（以下「排水免除給水装置」という。）及び、排水設備工事（以下「排水免除排水設備」という。）の適正化を図り、申請、設計、施工について指導するためこの要領を定める。なお、この要領に定めないものは、長野市上下水道局給水装置工事施工基準及び長野市上下水道局排水設備工事施工基準による。

(排水免除給水申請書及び排水免除排水申請書)

第2 排水免除給水装置工事認可申請書（以下「排水免除給水申請書」という。様式については長野市水道事業給水条例施行規程の様式第1号とする。）及び、排水免除排水設備工事承認申請書（以下「排水免除排水申請書」という。様式については長野市公共下水道条例施行規程の様式第2号とする。）の作成については、次のとおりとする。

- (1) 排水免除給水申請書又は排水免除排水申請書に設計図書のほか、要綱第4に定める通知書（写）及び事業所等の配置図、設備詳細図並びに排水先の利害関係人の同意を証する書類（写）を添付しなければならない。
- (2) 排水免除給水申請書に添付する設計図書の平面図及び立体図に、排水免除給水装置配管図及び系統図を記入し、計量器表示記号部分へ「排水免除」と記載表示すること。
- (3) 排水免除排水申請書に添付する設計図書に、排水設備配管図及び縦断図の他、排水免除排水配管図を記入し、計量器表示記号部分へ「排水免除」と記載表示すること。

(排水免除配管及びメーターの設置)

第3 排水免除給水装置は、1つの事業所等が専用する専用栓（以下「排水免除専用栓」という。）として布設し、計量器は長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した量水器（以下「局設メーター」という。）を設置すること。ただし、既存建築物で管理者が排水免除専用栓の布設が困難と認めた場合は、既存給水装置から分岐して排水免除給水装置として布設することができる。この場合は、次の条件による。

(排水設備設置義務免除に関する給排水設備工事の施工指導要領)

- (1) 排水免除給水申請書に「排水免除用私設メーター設置申請書」(様式第1号)を添付し提出すること。
- (2) 排水免除事業者は、個人管理メーター(以下「私設メーター」という。)を設置すること。
- (3) 私設メーターは、局設メーターと同等以上のものとし、計量法に基づく検定済のものを設置すること。
- (4) 私設メーターは、民地内の点検しやすい場所に設置すること。
- (5) 私設メーターは、局設メーターの下流に設置すること。
- (6) 私設メーターの表函は、管理者が指定する表函と同等以上のものとする。ただし、長野市市章入りのものは使用してはならない。
- (7) 私設メーターの検針が困難と思われる場所は、隔測式私設メーターの設置をすること。
- (8) 流末装置等に計量器を設置する場合で、私設メーターでの計量が困難な場合は、私設電磁式排水量計等を設置すること。
- (9) 認定する私設メーター等(隔測式私設メーター、私設電磁式排水量計等を含む)は、1個とする。

(排水等)

第4 排水免除設備で使用した下水は、公共下水道以外の公共用水域の河川等に放流すること。

(私設メーター等の管理)

第5 排水免除事業者は、善良な注意をもって私設メーター等を保守管理しなければならない。

2 排水免除事業者は、私設メーターが計量法による検定期間満了の場合及び故障等により交換する場合は、次のとおりとする。

- (1) 検定期間満了時の交換は、有効期限1月以前に行うこと。
- (2) 故障等による場合は、故障等が確認され次第交換すること。
- (3) 交換時は管理者が指定する者の立会いのうえ行うこと。
- (4) 私設メーターの交換に係る経費は、排水免除事業者の負担とする。

(私設電磁式排水量計等の管理)

第6 私設電磁式排水量計等は計量法による計量器でないので、排水免除事業者は水量認定のため次による管理を行うこと。

- (1) 自主検査を3年毎に実施し、計量調整を行うこと。(計量証明書保存)
- (2) 故障等が確認された場合は速やかに交換又は修理すること。
- (3) 私設電磁式排水量計等の交換、修理及び調整に係る経費は、排水免除事業者の負担とする。

(汚水排水量の減免認定)

第7 排水免除給水装置で使用された水道水は、局設メーター又は私設メーター等で計量し、汚水排水量減免の認定をする。

(届出)

第8 排水免除事業者は、私設メーター等を使用するとき又は廃止するときは私設メーター使用（廃止）届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）から

附 則（平成20年4月1日）まで略

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(排水設備設置義務免除に関する給排水設備工事の施工指導要領)

様式第 1 号（第 3 関係）

排水設備設置義務免除用私設メーター設置申請書

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

排水設備設置義務免除に関する給排水設備工事の施工指導要領の規定により、私設メーターを設置したいので、次のとおり申請します。

設置場所	
使用者	
指定工事店	
局設メーター	口径 mm・メーカー名 契約者 住所 氏名
私設メーター	口径 mm・メーカー名 種別
排水方法	地下浸透 道路側溝 溝渠 水路 河川 その他（ ）
添付書類	1 給水装置工事・排水設備工事認可申請書 各 1 部 2 公共用水域の管理者の同意書（写）※必要に応じ 1 部 3 排水系統図
確認事項	申請するにあたり、次のとおり確認します。 1 私設メーターの検定期間満了時、又は故障時は責任をもって交換します。 2 使用を廃止したときは、私設メーター廃止届を提出します。

(排水設備設置義務免除に関する給排水設備工事の施工指導要領)

様式第2号(第8関係)

(表)

排水免除	人工着色	
------	------	--

受付印	起案日		決裁日		確認番号		管理番号	
	受 付	料金担当	係 長		係 長		補 佐	課 長

私設メーター（使用・廃止）届

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

次のとおり届け出ます。

申請者	住所							
	氏名							
設置場所								
使用者								
指定工事店								
使用水区分		水道水 その他 ()						
使用目的		1 排水設備設置義務免除 2 りんごの人工着色						
量水器関係	局設メーター				私設メーター			
	口径 mm				口径 mm			メーカー
	番号 製造番号 有効期限							
開始・廃止年月日		管理番号			私設メーター取付時指針			
年 月 日		— —						

(裏)

付近見取図

平面図